

別紙

国立研究開発法人水産研究・教育機構役員の任命について

国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長

独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２０条第４項の規定に基づき、下記のとおり国立研究開発法人水産研究・教育機構の役員を任命したので、同条第５項の規定に基づき公表します。

記

令和８年７月４日

理 事 坂 康 之